

資料2-2

	Q.1		Q.2					Q.3 基準超過 浴槽数	Q.4 濃度未測 定浴槽数	Q.5浴室温度測定			Q.6 硫黄泉を2mg/kg以上含有する温泉に関する温泉法の運用状況										Q.7 硫化水素が原因と疑われる事故件数(未記載は無として処理)	備考		
	硫化水素型	硫黄泉	室内風呂	露天風呂	足湯	温泉スタンド	その他			Q.5-1 定期的測定 実施浴槽数	Q.5-2 定期的測定 実施浴槽数 (うち事業者 自主的測定)	Q.5-3 うち知事等による測定義務 化浴槽数	Q.6-1 許可申請時の H2S濃度提出 の有無	Q.6-2 許可申請時の 施設構造提出 の有無	Q.6-3 利用許可処分時 のH2Sに関する条 件付の有無	Q.6-4 法34条に基づ く報告聴取数	Q.6-5 法35条に基づ く立入検査 数	Q.6-6 法35条に基づ かない任意の 立ち入り調査 件数	Q.6-7 法31条第1項に基 づく法第15条第1 項の許可取り消し 件数	Q.6-8 法31条第2項に基 づく利用の 制限を命じた件 数	Q.6-9 法31条第2項に基 づく危険予防の措 置を講ずることを 命じた件数	Q.6-10 行政指導として不 備を指摘し、改善 を指導した件数				
																									2	3
北海道	35	49	279	113	0	0	0	7	0	39	6	0	無	有	無	0	304	0	0	0	0	76	2	Q.6-10「浴槽湯面から上方10cmの位置の温度が、20ppmを超えないこと」、「浴室に換気孔等を設けることにより、浴室床面から上方70cmの位置の温度が、10ppmを超えないこと」、「換気孔等を設けたにもかかわらず、上記温度基準を超える場合、ばき装置等を設け、温度が基準未満となるようにすること」、「換気孔等は2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の底面と同じ高さに設けること」、「浴槽の湯面は、浴室の底面より高くなるように設けること」、「浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること」		
青森県	11	3	66	17	0	0	0	13	1	16	3	13	無	有	無	8	30	45	0	0	0	42	無	Q.4:浴室を使用しておらず湯張っていない Q.6-6:複数回実施した施設有 Q.6-10:浴室を使用する際は十分に換気を行うこと、床面と同じ高さの換気孔を設けること		
岩手県	15	15	308	56	0	0	0	0	0	15	不明	0	有	有	無	0	0	0	0	0	0	0	0	無		
宮城県	14	81	131	29	0	0	0	4	0	160	2	0	無*	有	有	0	380	0	0	0	0	78	2	Q.6-1*:許可処分時の実地調査時に保健所が測定 Q.6-3条件:「浴室内に有毒ガスが滞留しないよう換気に十分配慮すること」 Q.6-5:H18~H27年度の実績。 Q.6-10:「換気に注意すること」、「浴室内の硫化水素ガス濃度が常に適正に維持されるよう換気構造に対する監視を怠らないこと」、「浴室の監視をしてくださる」、「利用者の安全を図るため、温泉の利用状態に常に気をくばること」、「作業者への安全にも配慮すること」、「自主検査をすること」、「浴室内の大気中の硫化水素濃度を毎日2回以上測定すること」、「利用開始前に硫化水素濃度が基準値内であることを確認すること」、「硫化水素ガスの流出があった件については、当面、毎日濃度の測定を行い記録を取って下さい」、「窓や換気口などをもう一度点検し濃度を低下させるようにすること」、「換気口の増設について検討すること」、「床面レベルに換気構造を設けること」、「強制換気設備の設置等について検討すること」、「源泉から浴槽に至るまでの間に曝気装置等の設備を増設すること」、「換気扇が壊れているので補修すること」、「換気口の一部が閉塞しているため、換気に支障が無いように換気口を解放すること」(重複あり)		
秋田県	27	10	139	45	0	0	0	0	0	1回/3~4 年全施設対	3	0	無	有	無	0	0	7	0	0	0	0	3			
山形県	43	28	242	45	0	0	0	6	0	12	12	0	1保健所 有	3保健所 有	有	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.4:総硫黄を2mg/kg以上含有する源泉を利用する施設の温度測定を行い、設備構造基準を配布した。今後、施設管理者へ硫化水素濃度測定等適正な運用を啓蒙する予定 Q.6-3条件:「浴室内に硫化水素等の有毒ガスが滞留しないよう、換気に十分配慮すること」	
福島県	21	6	107	84	0	0	0	0	0	53	53	53	無	有	無	0	21	3	0	0	0	1	1	Q.4理由(定期的な測定を行っていない理由):保健所の定期的な旅館立入の際に内風呂を中心に任意の浴槽で調査を実施しているため。浴室で硫化水素を検出したことがないため。年度内に施設管理者がガス測定器を購入し定期的に測定を実施する予定のため。 Q.6-5:H27年度実績を計上 Q.6-10:立入時には浴槽内で基準を超える硫化水素は検出されなかったが、源泉タンクでは20ppm以上の硫化水素が検出された日もあるので、定期的な硫化水素測定を実施することが望ましい。		
茨城県	5	5	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	無	無	無	0	4	0	0	0	0	0	0	無	Q.1:硫化水素型2源泉、硫黄泉4源泉が未利用	
栃木県	52	14	277	156	0	0	0	調査中	0	433	19	調査中	無	有	無	0	347	0	0	0	0	0	0	0	Q.6-5,Q.6-6:H28年度実績を計上	
群馬県	35	19	382	52	0	0	0	0	0	42	0	46	無	有	有	0	481	0	0	0	0	15	1	Q.4:利用許可処分時に立ち入り検査を行い、浴室内の空気中の硫化水素濃度を測定し、基準値以内であることを確認している。 Q.5-3:内4カ所は現在休業 Q.6-3:「利用源泉は硫化水素濃度が高いため、利用にあたっては浴槽内等に滞留がおこらないよう換気に十分配慮し、利用者の安全を図ること。毎日硫化水素濃度に異常が無いことを確認し、測定結果を記録の上保管すること。環境省告示第59号(平成18年3月1日)の基準を順守すること」 Q.6-10:「換気孔の適切な稼働が妨げられないよう改善すること(積雪による換気孔閉塞、換気設備の故障)」、「換気孔を新たに設置すること」、「曝気装置の設置場所を検討すること」		
埼玉県	0	7	10	9	0	0	0	0	2	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.1:硫黄泉2源泉休止中、Q.2:室内風呂8か所、足湯1か所休止中。 Q.4f:休止中
千葉県	0	9	49	20	3	0	0	0	9	4	4	0	無	有	無	0	29	0	0	0	0	1	無	Q.6-10:「浴室の換気を十分にすること」、「源泉井戸・源泉タンクに硫化水素事故防止のための立札等の補修及び設置をすること」、「硫化水素ガス測定器の校正をすること」		
東京都(多摩地域及び島しょ地域を含む)	0	4	29	5	0	0	0	0	20	0	0	0	無	無	無	0	6	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由:「温泉分析書において硫化水素が未検出であり、pHもアルカリ性であることから、硫化水素が発生しないため、測定不要と考えている」	
神奈川県	4	3	92	45	0	0	0	0	129	8	5	0	無	有	無	0	0	13	0	0	0	0	0	4	Q.4主理由:「同じ配湯システムの浴槽で測定しているため未測定。26浴槽が休業中のため、未測定。」	
新潟県	9	25	149	92	0	0	0	0	43	8	8	8	無	有	有	0	原則1回 (全施設対象)	1	0	0	0	12	無	Q.6-3条件:「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」による浴室の管理を行うこと Q.4理由:「(利用施設での)温泉分析の結果総硫黄が基準値以下となったため」、「(貸切露天風呂で)常時利用でないため」、「硫化水素型でないため」 Q.6-10:「温泉利用施設の構造が基準を満たすこと」、「屋外貯湯槽に立入れないように網を張り、立入禁止看板を設置すること」、「損傷した源泉からの配管について、人が立入れないように対策をとること」、「浴室の換気孔を常時開放すること」、「硫化水素濃度の定期的な測定を行うこと」		
富山県	5	1	23	11	0	0	0	0	4	30	18	0	無	有	無	0	30	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由:「貸切の風呂であり、使用時に給湯するため、立入検査の際、使用されておらず、測定実績なし。」
石川県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Q.1.2源泉とも未利用	
福井県	1	2	6	6	0	0	0	0	12	0	0	0	無	有	無	0	12	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.6-5:監視日報の保存期間が1年であるため平成26年度以前は把握できない。ただし年度別の立ち入り検査を実施している。 Q.4理由:「立入検査時に現場を確認し、浴室内において臭い、刺激がないことを確認している」
山梨県	1	23	105	28	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	41	0	0	0	1	無	Q.6-10:「施設の換気扇が故障していたため、修繕するよう指導した」		
長野県	41	170	673	266	0	0	0	0	913	0	0	0	無	有	無	0	167	0	0	0	0	24	2	Q.4平成28年11月に応急的に一部の保健所に検知管を配置し、通常の旅館業法の監視に合わせて検知管による検査を行った。来年度は、該当施設の監視を計画的に実施するため、年度当初に保健所に検知管を配置する予定。引き続き該当施設に注意喚起を行い、自主的な濃度検査を指導していく。 Q.6-10:「平成18年環境省告示第59号で定める設備構造基準を満たしていない(浴槽の底から源泉が湧いている)」、「床面付近の開口部の設置」		
岐阜県	11	23	53	20	0	0	0	0	14	0	0	0	無	有	無	0	23	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由:「一番狭い浴室の濃度を測定したところ極めて、低濃度であったことから、他の類似する浴室を未測定とした」	
静岡県	0	9	61	13	0	0	0	0	74	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Q.4理由:現在1源泉について硫化水素濃度を測定し検出されないことを確認しており、今後の源泉でも調査実施予定	
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有*	有	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*:現在Q6相当の事例無いが、申請があれば返付を求める。	
三重県	0	1	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	有	有	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Q.4:「浴室が解放されており、ガスが滞留する構造ではない」	
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*:現在Q6相当の利用許可申請がないため無回答	

	Q.1		Q.2					Q.3 基準超過 浴槽数	Q.4 濃度未測 定浴槽数	Q.5浴室濃度測定			Q.6 硫黄泉を2mg/1kg以上含有する温泉に関する温泉法の運用状況						Q.7 硫化水素が原因 と疑われる事 故件数(未記載 は無として処理)	備考			
	硫化水素型	硫黄泉	室内風呂	露天風呂	足湯	温泉スタンド	その他			Q.5-1 定期的測定 実施浴槽数	Q.5-2 定期的測定 実施浴槽数 (うち事業者 自主的測定)	Q.5-3 うち知事等 による測定義務 化浴槽数	Q.6-1 許可申請時の H2S濃度提出 の有無	Q.6-2 許可申請時の 施設構造提出 の有無	Q.6-3 利用許可処分 時のH2Sに 関する条件 の有無	Q.6-4 法34条に基づ く報告聴取 数	Q.6-5 法35条に基づ く立入検査 数	Q.6-6 法35条に基づ かない任意の 立入調査 件数			Q.6-7 法31条第1項に 基づく法15条第 1項の許可取り 消し 件数	Q.6-8 法31条第2項 に基づく利用 の制限を命じた 件数	Q.6-9 法31条第2項に 基づく危害予 防の措置を講 ずることを命じた 件数
京都府	2	4	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	無	
大阪府	1	2	14	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.4:行政検査にて測定
兵庫県	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有*	Q.1:温泉スタンド利用の1源泉以外の2源泉は現在未利用 *:Q6相当の事例が無いが県のマニュアルにより届出が定められている。
奈良県	1	5	29	16	3	0	0	0	6	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由:後日測定予定
和歌山県	4	30	105	70	21	0	0	0	5	1	1	0	無	無	有	0	33	15	0	0	0	無	Q.4:平成29年1月中旬に全ての浴槽の測定を終える予定。 Q.6-1:温泉利用許可申請時に保健所職員が現地確認及び硫化水素濃度測定を実施し、申請書に添付の調査書に記入 Q.6-3:「利用者の安全を図るため、浴室に利用に供されている間は常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。また、換気機に配慮し、浴槽内の状態に常時注意すること」 Q.6-5:平成29年1月中旬に更に18件の立入検査を実施予定 Q.6-6:平成27年から平成28年12月時点の施設数を計上 Q.6-10:「浴槽床面と同じ高さの換気孔不備、当該換気孔を設置するよう指導」(平成26年～平成28年12月28日時点の事例を計上)
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	無	
島根県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	無	全源泉未利用。*:現在Q6相当の利用許可申請がないため無回答
岡山県	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	無	未利用のため。
広島県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	有	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
山口県	0	14	41	14	4	1	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	57	0	0	0	0	0	
徳島県	0	11	31	27	0	0	0	0	12	2	2	0	無	有	無	0	12	0	0	0	0	0	Q.4理由:休業中、同一施設の同様の構造の別の浴槽で測定済み
香川県	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	3	0	0	0	0	0	
愛媛県	0	5	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	3	0	0	0	0	0	未利用2源泉、3施設が許可を取得しておりすべて立入検査済
高知県	0	11	26	8	0	0	0	0	11	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	Q.4理由:「同一源泉を利用する同様の浴槽で硫化水素ガス未検出であり、危険性は低いと判断」
福岡県	0	4	17	4	0	0	0	0	0	0	0	0	有	有	無	0	4	0	0	0	0	0	
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
長崎県	5	7	33	27	0	0	0	0	12	0	0	0	無	有	無	0	12	0	0	0	0	0	Q.4理由:「休業中」、「工事中」。
熊本県	1	27	106	85	0	0	0	0	191	0	0	0	無	有	無	0	0	1	0	0	0	0	Q.4:設備構造の立入調査については実施済み、その際に必要に応じて事業者が硫化水素濃度を測定するよう説明。Q.4理由(施設管理者の意見):「源泉での硫黄濃度がそれほど高くなく、換気を十分に行っているため」、「貯湯槽の硫化水素濃度を測定したところ、0.1mg/L未満であったため」、「告示の認識不足のため」
大分県	23	22	56	0	0	0	0	0	56	0	0	0	無	無	無	0	21	0	0	0	0	0	Q.2,Q.4現在全ての許可施設について調査計画中。
宮崎県	1	1	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	Q.4理由:「タンクローリーで運搬した温泉を利用しており源泉から直接使用するものではないこと、露天風呂であること、浴槽の設備構造を満たしていることから測定する必要はないと判断した」、「休業中」
鹿児島県	18	57	305	91	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	670	0	0	0	0	0	Q.4:旅館・公衆浴場等の施設は立入検査時に必要に応じて硫化水素濃度の測定を実施 Q.6-5:H2S～27年度の入立検査実施件数を計上
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	無	現在Q6相当の利用許可申請はないが、今後当該事例には適宜対応予定
札幌市	0	4	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	13	0	0	0	0	12	Q.2:許可を取得した浴室数 Q.6-5:許可を取得した浴槽数 Q.6-10:「浴槽湯面の高さに換気孔等を設けること」 「温泉出入口を浴槽湯面より上方向とすること」 Q.4理由:「使用していないため」
函館市	1	4	11	2	0	0	0	0	2	0	0	0	有	無	無	0	0	8	0	0	0	0	
小樽市	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	*	*	*	0	0	3	0	0	0	3	*:再分析の結果Q6該当源泉となったものの、申請時には、該当源泉でなかったため、事例無。 Q.6-10:「浴室内の空気中の硫化水素の濃度を測定する事、浴室の床面と同じ高さに換気孔等を設けること」
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
青森市	6	1	14	2	0	0	0	3	7	0	0	0	無	有	無	16	16	0	0	0	0	3	Q.4理由:営業休止中だが、施設構造の調査のみ実施。 Q.6-10:「告示基準に従い、硫化水素濃度を測定すること」、「測定した結果、基準値を超えた場合、青森市保健所への連絡及び、基準値を下回るまで浴室の利用を控えること」、「浴槽と同じ高さに換気孔をもうけること」
盛岡市	0	7	47	40	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	188	0	0	0	0	10	Q.6-10:「換気設備の位置、浴槽湯面の高さ等」
仙台市	1	0	2	3	0	0	0	0	3	2	0	0	無	有	無	0	5	0	0	0	0	0	「源泉の遊離硫化水素濃度が低く(2.1mg/kg)、さらに浴槽での使用時に加水して源泉割合を抑えており(5%以下)、内湯で毎年実施している検査で硫化水素が不検出であることや、露天風呂であることを踏まえ、測定していない」、「源泉の遊離硫化水素濃度が低く(2.1mg/kg)、屋外に設置している足湯であることから、測定していない」
秋田市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有	有	無	0	0	0	0	0	0	0	Q.1:未利用
郡山市	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	3	0	0	0	0	全源泉が現在未利用
いわき市	1	5	333	49	0	0	0	0	360	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	Q.4:「利用許可時に必要十分な換気孔や換気設備の設置を確認しているため」。今後硫化水素濃度について調査を予定
宇都宮市	0	1	2	2	0	0	0	0	0	4	4	4	無	有	無	0	1	0	0	0	0	0	
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	現在Q6相当の利用許可申請はないため無回答今後当該事例には適宜対応予定
高崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有	有	無	0	0	0	0	0	0	0	現在Q6相当の利用許可申請はないが、今後当該事例には適宜対応予定
千代田区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	
中央区	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	*:Q6-1「開放されている足湯利用として営業のため無回答
港区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
新宿区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
文京区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	
台東区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	現在Q.6相当の事例無いため無回答
墨田区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
江東区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	対象源泉が無いためQ.6-1～3以外無回答
品川区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	*:現在Q6相当の事例無いため無回答
目黒区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
大田区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	*:現在Q6相当の事例無いため無回答
世田谷区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	*:現在Q6相当の事例無いため無回答
渋谷区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
中野区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
杉並区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	*:昭和50年7月以降、Q6相当の利用許可申請はないが、申請があれば硫化水素濃度がわかる書類、構造等の図面を添付してもらおう説明する
豊島区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
北区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	*:現在区内に温泉利用施設が無いため無回答
荒川区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有	無	0	0	0	0	0	0	0	
板橋区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	現在Q.6相当の事例無
練馬区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0	0	*:現在Q6相当の事例無いため無回答

